

毛呂山町外 2 町 1 村ごみ処理組合規約の一部変更に伴う関係条例の整備に
関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から毛呂山町外 2 町 1 村ごみ処理組合の名称を埼玉西部環境保全組合に変更することに伴い、関係条例の整備について必要な事項を定めることを目的とする。

(題名及び本則の改正)

第 2 条 現に施行されている条例の題名及び本則(本則の規定に基づく別表、様式を含む。)中「毛呂山町外 2 町 1 村ごみ処理組合」を「埼玉西部環境保全組合」に改める。

附 則

この条例は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。